

V. 奨学金返還などの相談窓口

奨学金返還などの相談窓口

奨学金の返還で何か困ったこと（例 病気、失業、収入が少ないなど）が生じた場合は、その奨学金を借りた機関の窓口（例えば、日本学生支援機構の奨学金を借りた場合は、日本学生支援機構）にまずは相談をしてください。

奨学金を借りた機関の窓口では、返還猶予や分納などの制度を設けていますので、返還者の状況に応じた相談に対応しています。

しかし、予定どおりに返還ができないにもかかわらず、相談や手続きをせずに、そのまま放置していると、多額の返還金をまとめて請求される、延滞利息も併せて請求される、連帯保証人や保証人に請求が行ってしまうなど、厳しい結果を招くことになりかねません。

そうならないためにも、奨学金を借りた機関の窓口に対し、速やかな相談や手続きを行うようにしてください。

奨学金単独の問題ではなく、他の借入も複数あるなどの場合は、公的な機関に相談をすることができます。その他にも、以下のような民間団体がありますので、個人の状況に応じて相談窓口を選んでください。

○ 奨学金事業実施団体（奨学金を借りた機関の窓口）

奨学金の貸与を受けたときの「認定に係る通知」や「契約書」、返還が始まるときの「返還開始通知」などの書類から、問合せ先を確認してください。

【相談先の例】

借りた機関	問合せ先	
日本学生支援機構	奨学金返還相談センター	TEL 0570-666-301
大 学	各大学の学生課、学生支援課など	各大学のホームページなどで検索

○ 公的な相談機関

相談機関	問合せ先	
国	関東財務局多重債務相談窓口	TEL 048-600-1113 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)
県 (埼玉県)	県民相談総合センター	TEL 048-830-7830 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)
消費生活センター (県内市町村)	さいたま市 消費生活総合センター	TEL 048-645-3421
	川越市 消費生活センター	TEL 049-224-6162
	熊谷市 消費生活センター	TEL 048-524-7321

※上記以外にも各市町村に相談窓口がありますので、詳しくは県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/tajyuusaimu/tajyuusaimumadoguchi.html>) を参照ください。

相談機関	問合せ先	相談機関
日本司法支援センター (法テラス)	法テラス・サポートダイヤル	TEL 0570-078-374
	法テラス埼玉 (さいたま市浦和区高砂 3-17-15)	TEL 050-3383-5375 (平日 9:00~12:00、13:00~16:00)
	法テラス川越 (川越市脇田本町 10-10 KJビル3階)	TEL 050-3383-5377 (平日 9:00~12:00、13:00~16:00)

○ 民間の相談機関の例

県内や都内において、奨学金問題や多重債務などの相談業務を行っている機関の一例です。

奨学金問題対策全国会議 TEL 03-5802-7015
東京都文京区本郷 2-13-10 湯浅ビル7階 東京市民法律事務所内

埼玉奨学金問題ネットワーク TEL 048-862-0342
さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所内

奨学金返済に悩む人の会 TEL 03-3267-0266
東京都新宿区筑土八幡町 2-21-301 首都圏なかまユニオン気付

埼玉弁護士会 法律相談センター TEL 048-710-5666
さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス1階

埼玉司法書士会 無料電話相談 TEL 048-838-1889
さいたま市浦和区高砂 3-16-58

ヤミ金融被害対策埼玉弁護士団 TEL 048-836-3466
さいたま市浦和区高砂 4-7-20 埼玉弁護士会3階

夜明けの会(被害者の会) TEL 048-774-2862
桶川市朝日 2-12-23 朝日総合法務事務所内

◎ 延滞してしまうと…(日本学生支援機構の例)

日本学生支援機構の奨学金の場合、返還口座からの引き落としができず、延滞してしまった場合は、年5%の延滞金を支払う必要があります。

返還開始から6か月以上経過した時点で3か月以上延滞した場合は、個人信用情報機関に延滞者として登録されます。いわゆる『ブラックリスト』です。

一度登録されると、返還完了後も5年間は登録されます。この場合、多重債務防止のため、クレジットカードの発行や利用停止、住宅ローンや自動車ローンが組めなくなるなどの制約が生じます。

また、人的保証の場合は連帯保証人・保証人への請求がなされたり、支払督促申立などの法的措置がとられたりすることがあります。

機関保証の場合は、年10%の遅延損害金に加算されたり、財産・給与の差し押さえなどの法的措置がとられたりすることがあります。